一、八四四・九MHz以上一、八七九・九MHz以下	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が（一）五〇デシベル以下の値
一、八八四・五MHz以上一、九一九・六MHz以下	任意の三〇〇kHzの帯域幅における平均電力が（一）四一デシベル以下の値
二、〇一〇MHz以上二、〇二五MHz以下	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が（一）五〇デシベル以下の値
二、一一〇MHz以上二、一七〇MHz以下	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が（一）五〇デシベル以下の値

○総務省告示第五百二十七号

無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）第四十九条の七ただし書の規定に基づき、平成五年郵政省告示第百二十三号（ＭＣＡ陸上移動通信を行うＭＣＡ制御局等の無線設備の技術的条件を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十三年十二月十四日

総務大臣　川端　達夫

第一項第一号ホの表中「九一五MHz」を「九四〇MHz」に改め、同表一、四六五MHzを超え一、五二五MHz以下の周波数を使用するものの項を削る。

第一項第一号ヘ⑵ただし書を削る。

第一項第二号ハ中「五五MHz」を「八〇MHz」に改め、「（一、四六五MHzを超え一、四七七MHz以下の周波数の電波を使用するものにあっては四八MHz低いもの）」を削る。

○総務省告示第五百二十八号

無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）第四十九条の二十二の二第二項第二号並びに第三項第二号及び第三号の規定に基づき、七〇〇MHz帯高度道路交通システムの無線局に使用する無線設備の技術的条件を次のように定める。

平成二十三年十二月十四日

総務大臣　川端　達夫

一　七〇〇MHz帯高度道路交通システムの基地局に使用する無線設備の技術的条件は、次のとおりとする。

任意の一〇〇ミリ秒間における送信時間の総和は、一〇・五ミリ秒以下であること。

二　七〇〇MHz帯高度道路交通システムの陸上移動局に使用する無線設備の技術的条件は、次のとおりとする。

1　キャリアセンスの技術的条件は、受信装置の空中線端子における電力が（一）五三デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以上の値である場合には、電波の発射を行わないものであること。

2　任意の一〇〇ミリ秒間における送信時間の総和は、六六〇マイクロ秒以下であり、かつ、送信バースト長は三三〇マイクロ秒以下であること。

○総務省告示第五百二十九号

電波法施行規則等の一部を改正する省令（平成二十三年総務省令第百六十二号）の施行に伴い、次に掲げる告示は廃止する。

平成二十三年十二月十四日

総務大臣　川端　達夫

一　平成五年郵政省告示第百二十七号（郵政大臣が別に告示する受信機入力電圧の値を定める件）

二　平成六年郵政省告示第五百九十二号（デジタルＭＣＡ陸上移動通信を行う無線局の無線設備で電力増幅器を接続することによつて空中線電力を切換えることができるものが接続時に電力増幅器を識別する条件を定める件）

○総務省告示第五百三十号

無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）第四十九条の九第一号ニ並びに第二号イ及びホの規定に基づき、平成二十年総務省告示第四百七号（構内無線局の無線設備の一の筐体に収めることを要しない装置、送信時間制限装置及びキャリアセンスの技術的条件等を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十三年十二月十四日

総務大臣　川端　達夫

第二項及び第三項中「九五二MHzを超え九五六・四MHz以下」を「九一六・七MHz以上九二〇・九MHz以下」に、「九五二・四MHz、九五三・六MHz、九五四・八MHz又は九五六MHz」を「九一六・八MHz、九一八MHz、九一九・二MHz又は九二〇・四MHz」に改める。

○総務省告示第五百三十一号

無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）第四十九条の十四の規定に基づき、平成元年郵政省告示第四十九号（特定小電力無線局の無線設備の一の筐体に収めることを要しない装置、送信時間制限装置及びキャリアセンスの技術的条件等を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十三年十二月十四日

総務大臣　川端　達夫

第二項の表移動体識別用の項中「一秒」を「四秒」に、「〇・一秒」を「〇・〇五秒」に改め、同表の注6中「九五二MHzを超え九五七・六MHz以下」を「九一六・七MHz以上九二三・五MHz以下」に改め、「ただし」の下に「、九二〇・五MHz以上九二三・五MHz以下の周波数の電波を使用するものであって」を加え、同注⑴中「〇・一秒」を「〇・四秒」に改め、同注⑵中「〇・一秒」を「二ミリ秒」に、「最初に電波を発射してから〇・一秒以内に再送信（当該時間内に停止する再送信に限る。）を行う」を「送信時間が六ミリ秒以下の」に改め、同表の注9を次のように改める。

9　九一五・九MHz以上九二九・七MHz以下の周波数の電波を使用する無線設備の送信時間及び送信休止時間については、この表に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。

⑴　空中線電力が一ミリワット以下であって、九一五・九MHz以上九二八・一MHz以下の周波数の電波を使用する場合の送信時間及び送信休止時間は、〇・一秒とする。ただし、最初に電波を発射してから〇・一秒以内に再送信（当該時間内に停止する再送信に限る。）を行う場合に限り、当該送信休止時間を設けずに送信を行うことができることとする。